平成２９年（フ）第１７２８号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目７番16―502号
債務者　龍相さゆり
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７４３号
福岡市中央区荒戸１丁目10番13―411号
債務者　轟　　蓮矢
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７６４号
福岡市博多区光丘町１丁目４番10―204号
債務者　豊田　佳澄
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７６８号
福岡県大野城市南ケ丘３丁目４番７号　103号
債務者　中野　真理
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７８７号
福岡市城南区長尾１丁目３番３号
債務者　倉本　千秋
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０７号
福岡市博多区博多駅東３丁目１番13―1305号
債務者　新田　唯奈
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０９号
福岡市博多区博多駅南５丁目６番26号
債務者　日下部　誠
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４７号
茨城県那珂市瓜連1123番地１、前住所茨城県水戸市堀町940番地の５　ハイム梅里Ｂ棟101号
債務者　吉田　　稜
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３４８号
茨城県鉾田市鉾田861番地４　鉾田ハイツ３号棟101
債務者　二重作キヌ
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６０号
茨城県土浦市右籾2520番地２、前住所東京都文京区本駒込４丁目27番３号　レジデンス相原２Ｆ
債務者　塚原　英敏
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０２号
茨城県石岡市石岡２丁目10番地３　エピナールいしおか104
債務者　山口　智幸
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂67番地　グリーンハイツ杉ノ木201号
債務者　吉田　國彦
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂67番地　グリーンハイツ杉ノ木201号
債務者　吉田美有紀
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２５４号
愛知県岩倉市曽野町花ノ木75番地　ローズガーデン104号
債務者　長尾　信彦
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２５６号
愛知県犬山市大字上野字郷1539番地
債務者　山田　清子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２６７号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字四ツ辻西26番地　ミナミブルータウン光与303号
債務者　稲垣　真弓
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部